

議案第 78 号

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例（令和 2 年川崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

参考資料

制 定 要 旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。